

令和5年度事業計画（案）

I. 基本方針

令和4年度上半期は、新型コロナウイルスの感染症により、依然として国内外の社会経済活動に深刻な影響を残したが、下半期に入ると社会経済活動が優先され、活気が戻りつつある。しかしながら、国際的な情勢により物価及び資源価格の上昇等が先行きに大きな影を落としており、今後の動向はいまだ余談を許さない状況にある。

一方、我が国においては、第4次産業革命とも称されるDXの時代を迎え、政府においては「新しい資本主義」の実現に向けて「成長と分配の好循環」を掲げて、各種施策の展開を図ろうとしているところである。

このような状況下において、県会は、経済社会の急激な変化に対応し、様々な課題に直面する中小企業等に専門的知見を活かした支援を提供すべく、連合会の協力を得て、働き方改革の推進支援とデジタル化の推進を基軸とし、様々な施策を講じてきたところである。

令和5年度においては、第9次社会保険労務士法改正の実現に向けた取り組みを最優先として、士業としての使命を再確認し、事業の新たな発展を追求するとともに、国民に寄り添う士業として一層信頼される制度となるべく、各種事業を推進することが求められる。

併せて、昨年末に標榜した「Beyond CORONA with You」とともに、「働き方改革」を超えた「働きがい改革」を提唱することにより、新しい時代に「より前向きに働きたいと思える職場づくり」の支援も進めていかなければならない。

また、「ビジネスと人権」の理念に関する意識が高まっていることを受け、新たに策定した「連合会 人権方針」をより広く発信し、企業における持続的な価値向上の取組みとして、財務の視点を超えた「人的資源」の考え方について、非財務の視点による「人的資本」の重要性を踏まえ、コーポレートメッセージである「人を大切にする企業」づくりから「人を大切にする社会」への実現に向けて積極的に取り組むこととしたい。

今年度県会は、10月に中国・四国地域協議会フォーラムの担当となり、12月には社会保険労務士法が制定・施行されてから55周年

を迎えることから記念周年事業の実施も予定している。目まぐるしい社会の変化に対応すべく、会員間の交流や情報交換の場づくりも積極的に行っていきたい。

加えて、働き方改革推進に関する事業として、全国の働き方改革推進委員を通じて連合会が展開する働き方改革に関する様々な事業活動状況を共有し、ワークスタイルカンファレンス事業など地域に根差した働き方改革を図っていく。

さらに、業務開発に関する事業として、経営労務診断・経営労務監査を企業に普及させるための取組みを推進する。

同時に、社労士制度の更なる発展を目指すべく、中国・四国地域協議会、広島県社会保険労務士政治連盟と連携しながら積極的に対応する。

Ⅱ. 重 点 事 項

1. 社労士制度推進に関する事業

労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施を担う唯一の国家資格者として、広く国民生活の向上に寄与するとともに、社労士業務の拡充・改善及び社労士制度のさらなる発展のため、以下の事業を行う。

- (1) 地方自治体を中心に労務監査・労働条件審査の導入提案を引き続き行い、実施の上、その成果を挙げるよう推進する。
- (2) 「社労士会労働紛争解決センター広島」の利用促進を図る。
- (3) 医療・介護・建設・保育・運輸・農業及び外国人労働者の分野における労務管理業務を推進する。
- (4) 中小企業への働き方改革の浸透を強力に進めるとともに、その他支援に関する事業への取り組みを行う。
- (5) 業務侵害行為の防止に関する対応の強化を図る。
- (6) 電子申請手続業務の普及と活用にとまなう支援を行う。
- (7) マイナンバー法への対応に関する事業を推進する。

2. 社会貢献に関する事業

社労士としての社会的貢献を果たすため、以下の事業を行う。

- (1) 日本年金機構から受託した「街角の年金相談センター広島・福山」を適正に運営し、街角センターのモットーである「身近に

顔が見える安心、そして、信頼」のもと、連合会と連携して相談員研修を充実させ、相談員の対面相談力や質の更なる向上を図るとともに、自主的な監査を行う等、街角センターの適正かつ円滑な運営に資する。

(2) ワークルールに関する理解度の向上のため、広島県及び県内該当市町との協力により、学校教育の場における社労士による出前授業の取り組みを行う。

(3) 「一般社団法人社労士成年後見センター広島」の積極的な支援を行う。

(4) 突発的に発生する大規模災害に対しては、迅速かつ適切な対応を行う。

3. 資質向上に関する事業

国民の信頼に応え、社労士としての品位を保持するための施策を講じることを目的とした体系的な研修を実施するため、以下の事業を行う。

(1) 社労士の品位保持にかかる事業として、コンプライアンス研修等を実施するとともに、苦情相談窓口の対応強化を図る。

(2) 社労士業務に直結した分野別研修、重要な法令の制定及び改正についての研修を行う。

(3) 新規入会会員が、専門家として関係先から信頼を得られるよう、資質の向上を図るための研修を行う。

4. 広報に関する事業

昨今の急速な社会情勢の変化により、持続可能な事業活動と多様な働き方の構築による新たな価値の創造が求められている。これらの社会変化に即応し、社労士の社会的役割を一層高めることにより、更なるブランド価値向上につながる広報を展開する。

(1) 昨年に引き続き『人を大切にする企業』づくりから『人を大切にする社会』の実現への理念を踏襲し、広く国民に「社労士」を知ってもらうための広報を展開するとともに、「社労士」を社会に浸透させる広報活動を実施する。

(2) ホームページや会報誌をはじめ様々な媒体を活用し、タイムリーな広報を行う。

(3) 毎年10月「社労士制度推進月間」に各支部が実施する「無料相談会」等の広報支援を行う。

5. 行政機関等との連携に関する事業

労働社会保険に関する諸問題について、行政機関等と連携・協力し、以下の事業を行う。

- (1) 長時間労働の是正、同一労働同一賃金の導入、仕事と子育て・介護・疾病等の両立可能な環境整備、時間や場所にとらわれない働き方などの働き方改革に関する施策について連合会及び広島県並びに広島労働局と連携し積極的に支援する。
- (2) 日本年金機構広島代表事務所との定例会議を実施し、各年金事務所への協力と連携を強化するとともに、窓口及び出張相談業務等への積極的な取り組みを行う。
- (3) 全国健康保険協会広島支部への協力と連携を強化する。
- (4) 年金記録訂正審議委員会への協力を実施する。
- (5) 国土交通省が推進する建設業の社会保険未加入問題への取り組みについて、連合会と連携し協力をする。

6. 社労士法改正に関する事業

社労士制度充実のため、以下の事業を行う。

- (1) 第8次社労士法改正で実現した①個別労働紛争に関する民間紛争解決手続における紛争の目的の価格の上限の引き上げ、②補佐人制度の創設、③社員が一人の社労士法人の設立について、円滑な運用がなされるよう必要な措置を講じる。
- (2) さらなる社労士制度の充実を図るため、引き続き広島県社会保険労務士政治連盟と連携し、社労士法改正で積み残しとなっている課題について検討する。

7. 諸事業

上記1～6の各事業に加えて、社労士制度発展に必要な以下の事業を行う。

- (1) 連合会との連携により、社労士法に違反する業務侵害行為等に関する情報を収集し、厳正かつ適切に対処する。
- (2) 特別研修及び紛争解決手続代理業務試験の実施と社労士試験事務等に協力する。
- (3) 会員相互の情報交換と親睦の促進を図る。

Ⅲ. 具体的事項

1. 総務関係

- (1) 通常総会、理事会、その他会議の必要に応じた開催と、会運営の積極的かつ円滑な推進を図る。

- (2) 「社労士会労働紛争解決センター広島」、「街角の年金相談センター広島・福山」及び「一般社団法人社労士成年後見センター広島」の運営に伴う協力を行う。
- (3) 組織の拡大強化を推進する。
- ア 資格保有者に対する入会促進
 - イ 連合会及び中国・四国地域協議会との連携強化
 - ウ 企業内社労士との連携強化
 - エ 特別研修並びに紛争解決手続代理業務試験事務受託に伴う協力、実施
 - オ 電子申請の利用促進に向けての証明書の取得及び利用促進
 - カ 会則等の検討及び編纂配布
 - キ 社会保険労務士個人情報保護事務所認証制度（SRP II）の推進
 - ク 社会保険労務士賠償責任保険の加入促進
 - ケ その他、組織の拡大強化を目指した取り組み
- (4) 情報セキュリティ及び会員名簿システムの強化に取り組む。
- (5) 関係行政機関等に対する協力及び連絡協議を図る。
- ア 労働保険年度更新業務への協力
 - イ 業務運営に関する関係行政機関等との連絡協議
 - ウ その他関係行政機関等からの要請事業への協力
- (6) 福利厚生に関する事業を実施する。
- ア 会員及びその家族の慶弔
 - イ 連合会の共済会が行う福利厚生制度の推進
 - ウ その他

2. 研修関係

重点研修

- ・「働き方改革と DX 推進を“社労士”が担うための業務研修」
- ・「働きがい発見につながる“社労士”力向上研修」・「誰一人取り残さない専門研修」

(1) 分野別研修の開催

ア 法令研修（会場・オンライン研修）	令和5年9月	実施予定
イ 業務研修（会場・オンライン研修）	令和5年11月	実施予定
ウ 人事労務管理研修（会場・オンライン研修）	令和6年2月	実施予定
エ オンライン配信研修		

(2) 倫理研修（必須研修）

	令和6年2月～3月	実施予定
--	-----------	------

(3) 新規加入会員研修（必須研修）

	令和6年3月	実施予定
--	--------	------

(4) メンタリング制度

(5) 連合会主催

ア 特別研修

(6) その他の研修

- ア 各支部が行う研修について協議し、協力援助する
- イ 上記に掲げるもののほか、県会は必要に応じ研修を実施する

3. 広報関係

(1) 内的広報活動（会員向け）の推進

- ア 会報発行（年2回9月、1月）
- イ ミニ会報の発行（不定期）

- ・ 理事会概要、最新の話題等発信
- ウ ホームページのリニューアル及び拡充
 - ・ 利用者がより情報を取得しやすくなるサイトの開設
 - ・ 県会及び支部からの情報発信
 - ・ 会員間交流
 - ・ 会員名簿の整備
 - ・ 報告用各種様式の整備
- エ 電子メール等を活用した、県会からの迅速な情報発信
 - ・ 情報の拡充と、発信ルールの見える化の推進
- オ 社会保険労務士賠償責任保険加入促進・SRP II 取得推進のための広報
- (2) 外的広報活動（国民一般、事業主、労働者、行政、学生、年金受給者等向け）の推進
 - ア 社会保険労務士の活用促進と業務内容について広報
 - ・ 「特定社会保険労務士制度」の周知及び活用促進
 - ・ 「社労士診断認証制度」の周知及び活用促進
 - ・ 医療・介護・建設・保育・運輸・農業及び外国人労働者の分野における労務管理業務のPR
 - ・ 「人を大切にする企業」づくりの意義とその必要性を社会に浸透させ、社労士が「人を大切にする社会」の実現に寄与する存在であることのPR
 - ・ キャッチコピー「『人を大切にする企業』づくりから『人を大切にする社会』の実現へ」を活用した広報の展開
 - ・ 広島県及び広島労働局との「働き方改革推進」にかかる協定締結を起点とした制度周知・活用に関する積極的な広報
 - ・ 全国地方新聞社連合会との連携協定に基づきプレスリリースの発信をはじめとする積極的な広報
 - イ 話題作りによるマスメディアを利用した制度・活用広報

- ウ 広島県・県内市町等との協力による行政広報の利用
 - エ 「社労士の日」(12月2日)に合わせた社労士活用促進等の広報
 - オ 年金相談業務、労務管理相談業務に係る恒常的広報活動
 - ・ 新聞、ポスター等の媒体を利用した周知及び活用促進
 - カ 「総合労働相談所」「街角の年金相談センター広島・福山」の周知、活用促進 PR
 - キ 広島自由業団体連絡協議会による各士業連携事業への参画
 - ク ホームページの充実による各種情報発信
 - ケ ポスター、チラシ等を利用した継続的広報活動
 - コ PR 動画「Stand by.. ①そばにいるよ編 ②今日は休みます編 ③働くしあわせ編」及び特設サイト等を利用し、人の心を動かす広報を展開
 - サ 病気治療と仕事の両立支援の啓発
- (3) 社会貢献としての学校教育を通じた広報
- ア 若い世代が社会保障の意義や仕組みを理解し必要な制度を活用できることを期待し、SR (Social Responsibility : 社会的責任) として、社会保障教育の推進に取り組む
 - イ 学生・生徒の皆さんへの制度・活用啓発を実施
- (4) その他
- ア 「社労士会 労働紛争解決センター広島」の会内・会外への周知及び活用促進
 - イ 「社労士成年後見センター広島」の PR 及び活用促進
 - ウ 学校教育(出前授業)の広報活動
 - エ 連合会との連携による広報活動
 - オ 各部会との連携による広報活動

4. 業務関係

(1) 職域環境の確立と地位向上を促進する。

ア 無資格者等による業法違反及び業務侵害への対応

イ 業法違反及び業務侵害に関する関係行政への協力依頼

ウ 苦情処理相談窓口での対応

(2) 業務侵害行為の防止に関する取り組みを行う。

ア 他士業会員等のホームページ等を検索して、業務侵害行為の有無を調査する

(3) 不適切な情報発信への取り組みを行う。

ア 県会会員のホームページ等を検索して、不適切な情報発信を行う会員の有無を調査する

(4) 関係機関と協力関係を維持する。

5. 事業関係

(1) 労務監査・労働条件審査等に関する事業を実施する。

ア 地方自治体を中心に労務監査・労働条件審査業務を受託できるよう積極的に推進し、社労士の周知を図る

イ 行政からの需要があれば即時対応できるよう体制を整える

ウ 民間企業に対して広く労務監査業務の周知を図る

エ 広島県社会福祉協議会の「魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしま」の事業に参画する

オ 中国新聞社との共催で「広島ワークスタイルカンファレンス」を実施する

(2) 司法制度改革に関する事項

広島地方裁判所における民事調停委員の受任を推進する

(3) 医療労務コンサルタント事業を実施する。

ア 医療機関を対象とした電話相談対応等の事業を行う

イ 県医師会と協力して医師の働き方改革を推進する

(4) 厚生労働省よりの委託事業に積極的に取り組む。

ア 厚生労働省が外部委託する事業の内容及び目的等を検討し、社労士の専門性を十分活かせる事業に関しては、積極的に参加協力する

(5) 国土交通省が行う事業に協力する。

ア 国土交通省が推進する建設業者の社会保険加入推進に関し、連合会や地方行政機関と連携を密にする

(6) 厚生労働省が行う事業に協力する。

ア 社労士の専門性を活かし、年金に対する国民からの信頼回復に資するため、「地方年金記録審議会」の運営に協力する

(7) 相談会等に対応する。

ア 常設行政相談会への協力

イ 「総合労働相談所」の充実

- ・ 令和5年度も引き続き常設の相談所とし、利用の促進を図る
- ・ 「社労士会労働紛争解決センター広島」と連携を取り、センターの利用促進に協力する
- ・ 相談員のレベルアップを図るため、必要な研修を行う

ウ 相談会のPR

- ・ 広報部と連携を取り、効率的・効果的な広報を行い、国民の年金や雇用に対する不安を解消して積極的に協力する

(8) 連合会が推進する事業を積極的に取り組む。

ア 企業主導型保育施設における労務監査事業を推進する

イ 社労士が行う経営労務監査を推進する

ウ 社労士診断認証制度の普及促進に努める

エ 医療機関における適切な労務管理に向けた取組みに協力する

オ 多様な働き方の実現を目的として、テレワークの普及・定着を推進する

カ 国土交通省が進めている建設業の社会保険加入の徹底に協力する

キ 農林水産省が実施している取組みに協力する

6. 広島県社会保険労務士会 街角の年金相談センター運営部関係

(1) 日本年金機構から受託している「街角の年金相談センター広島・福山」を適正に運営し、年金相談の円滑な実施を図る。

7. 社労士会労働紛争解決センター広島関係

(1) 「社労士会労働紛争解決センター広島」の運営

ア センターのあっせん実績を挙げるため、広報部と連携し、センターの利用促進を PR する

イ あっせん委員候補のレベルアップを図るため、必要な研修を行う

ウ 「総合労働相談所」と綿密な連携を取り、あっせんに繋げる体制を整備する

(2) 労働紛争解決あっせん委員会の委員登用を推進する。

ア 広島県労働委員会の公益委員への登用を引き続き要請

(3) 日本司法支援センター（法テラス）に関する業務について積極的に協力する。

IV. その他

1. 図書、印刷物の斡旋

2. その他